

令和 8 年 7 月 30 日
福岡市住宅都市みどり局

市政記者各位

令和8年熊本地震に伴う被災者の福岡市営住宅への入居について

福岡市では、熊本県で発生している地震によって住宅を失った被災者を対象に、一時的な避難場所として、下記のように、福岡市営住宅を無償で提供します。

市営住宅への一時入居を希望される被災者の方はもとより、親族やお知り合いなど代理の方からのご相談・申し込みも受け付けます。

記

1 入居対象者

- ① 地震によって、住宅が全壊又は半壊等の損害を受け、現に居住が困難となった方
- ② 必要な確認書類等
 - ・罹災証明書（後日の提出で可）
 - ・住所がわかる運転免許証など

※上記にかかわらず、当面は被災状況がわかる写真での確認など、状況に応じて対応いたしますので、ご相談ください。

2 入居期間及び家賃等

- ① 入居期間 最長 6 か月間とします（ただし、住宅再建等に期間を要する場合は、個別に相談に応じます）。
- ② 家賃 無料（敷金不要）
※入居者が利用する電気、ガス、水道や共益費などは自己負担となります。
- ③ 提供できる物資 寝具は支給、照明器具、ガスコンロを貸与
- ④ 提供する戸数 当面 15 戸 ※今後、拡大予定

3 お問い合わせ・お申し込み窓口

福岡市住宅都市みどり局住宅運営課
（福岡市博多区店屋町 4-1 福岡市営住宅センター2F）
受付開始日：令和 8 年 7 月 30 日（木）
受付時間：平日 9 時～18 時 ※8 月 1 日（土）、8 月 2 日（日）は受付対応
電話番号：092-271-2553（専用）
FAX 番号：092-271-2556

（問い合わせ先）

福岡市住宅都市みどり局住宅部住宅運営課
担当：花原、河原

TEL：092-283-1312

FAX：092-271-2556